

第7号議案

中間市事務分掌条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月3日提出

中間市長 福田 浩

中間市事務分掌条例の一部を改正する条例

中間市事務分掌条例（平成17年中間市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「市長公室及び」を削る。

第2条中「市長公室及び部」を「各部」に改め、同条の表中

「

市長公室

- (1) 市政の総合企画及び調整に関すること。
- (2) 情報政策及び電子計算組織に関すること。
- (3) 儀式及び秘書に関すること。
- (4) 広報及び広聴に関すること。
- (5) 世界遺産に関すること。
- (6) 観光に関すること。

総務部

- (1) 職員の人事、給与及び厚生に関すること。
- (2) 市議会及び行政一般に関すること。
- (3) 防災及び災害救助に関すること。 を
- (4) 財政に関すること。
- (5) 市有財産の管理に関すること。
- (6) 入札及び契約に関すること。
- (7) 市民との協働に関すること。
- (8) 交通安全思想の普及に関すること。
- (9) 防犯思想の普及に関すること。
- (10) コンプライアンスの推進に関すること。
- (11) 行政改革の推進に関すること。
- (12) 公共施設マネジメントに関すること。
- (13) 公共用地の取得に関すること。

」

「

総務部

- (1) 儀式及び秘書に関すること。
- (2) 広報及び広聴に関すること。
- (3) 市議会及び行政一般に関すること。
- (4) コンプライアンスの推進に関すること。
- (5) 職員の人事、給与及び厚生に関すること。
- (6) 財政に関すること。
- (7) 行政改革の推進に関すること。
- (8) 市政の総合企画及び調整に関すること。
- (9) 情報政策及び電子計算組織に関すること。 に、

- (10) 市有財産の管理に関する事。
- (11) 公共用地の取得に関する事。
- (12) 公共施設マネジメントに関する事。
- (13) 入札及び契約に関する事。
- (14) 市民との協働に関する事。
- (15) 交通安全思想の普及に関する事。
- (16) 防犯思想の普及に関する事。
- (17) 防災及び災害救助に関する事。

」

「

- (14) 農業の振興に関する事。

を

」

「

- (14) 農業の振興に関する事。
- (15) 世界遺産に関する事。
- (16) 観光に関する事。

に

」

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(中間市総合計画策定審議会条例の一部改正)
- 2 中間市総合計画策定審議会条例(平成26年中間市条例第5号)の一部を次のように改正する。
第8条中「市長公室企画政策課」を「総務部企画課」に改める。

中間市事務分掌条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(組織の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、本市に次の部を置く。</p> <p>総務部 市民部 保健福祉部 建設産業部 環境上下水道部</p> <p>2 (略)</p>	<p>(組織の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、本市に<u>市長公室及び</u>次の部を置く。</p> <p>総務部 市民部 保健福祉部 建設産業部 環境上下水道部</p> <p>2 (略)</p>
<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 <u>各部</u>の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p><u>総務部</u></p> <p>(1) <u>儀式及び秘書に関すること。</u></p> <p>(2) <u>広報及び広聴に関すること。</u></p> <p>(3) <u>市議会及び行政一般に関すること。</u></p> <p>(4) <u>コンプライアンスの推進に関すること。</u></p> <p>(5) <u>職員の人事、給与及び厚生に関すること。</u></p> <p>(6) <u>財政に関すること。</u></p> <p>(7) <u>行政改革の推進に関すること。</u></p> <p>(8) <u>市政の総合企画及び調整に関すること。</u></p> <p>(9) <u>情報政策及び電子計算組織に関すること。</u></p>	<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 <u>市長公室及び部</u>の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p><u>市長公室</u></p> <p>(1) <u>市政の総合企画及び調整に関すること。</u></p> <p>(2) <u>情報政策及び電子計算組織に関すること。</u></p> <p>(3) <u>儀式及び秘書に関すること。</u></p> <p>(4) <u>広報及び広聴に関すること。</u></p> <p>(5) <u>世界遺産に関すること。</u></p> <p>(6) <u>観光に関すること。</u></p> <p><u>総務部</u></p> <p>(1) <u>職員の人事、給与及び厚生に関すること。</u></p> <p>(2) <u>市議会及び行政一般に関すること。</u></p>

- (10) 市有財産の管理に関すること。
- (11) 公共用地の取得に関すること。
- (12) 公共施設マネジメントに関すること。
- (13) 入札及び契約に関すること。
- (14) 市民との協働に関すること。
- (15) 交通安全思想の普及に関すること。
- (16) 防犯思想の普及に関すること。
- (17) 防災及び災害救助に関すること。

市民部

(略)

保健福祉部

(略)

建設産業部

(1)～(13) (略)

(14) 農業の振興に関すること。

(15) 世界遺産に関すること。

(16) 観光に関すること。

環境上下水道部

(略)

- (3) 防災及び災害救助に関すること。
- (4) 財政に関すること。
- (5) 市有財産の管理に関すること。
- (6) 入札及び契約に関すること。
- (7) 市民との協働に関すること。
- (8) 交通安全思想の普及に関すること。
- (9) 防犯思想の普及に関すること。
- (10) コンプライアンスの推進に関すること。
- (11) 行政改革の推進に関すること。
- (12) 公共施設マネジメントに関すること。
- (13) 公共用地の取得に関すること。

市民部

(略)

保健福祉部

(略)

建設産業部

(1)～(13) (略)

(14) 農業の振興に関すること。

環境上下水道部

(略)